

◎中英俊企画振興部長

市民協働で創るまちづくりについてお答えします。

初めに、令和6年に一斉にコミュニティーセンターに移行するのではなく、地域の実情に応じて順次対応できるよう柔軟に進めることについてであります。

公民館のコミュニティーセンターへの移行につきましては、各地区における地域活動の拠点として地域住民が主体的に共に支え合う地域づくりを推進し、生涯学習活動や学びの場を提供するとともに、誰もが安心して暮らし続けられる健康な地域の実現に寄与するため、公民館の継続的な発展に向け、コミュニティーセンターへ移行するものであります。

移行に際しましては、条例でコミュニティーセンターの設置目的を定める必要がありますので、その条例の中でコミュニティーセンターは社会教育法第21条に基づく公民館とみなす施設であると明記する、こういうふうを考えております。

なお、令和6年4月からの移行につきましては、こういうコロナ禍の状況でもありますので、議員御提案のとおり地域の実情に応じて、一斉のスタートにはこだわらず柔軟に対応してまいりたいというふうを考えております。

次に、コミュニティーセンターの名称についてであります。

コミュニティーセンターは、地域づくりの拠点施設として防災などのさらなる機能に加え、若い人や女性など多様な方々が集いやすい施設であることが重要であります。

生涯学習事業を行う学びの場、地域コミュニティー活動などの利用が行える交流の場、協働のまちづくりを推進するための活動の場など、地域住民主体の地域づくりの場として、多様な方々の参画や世代間交流を図る施設となるよう、名称につきましてはコミュニティーセンターで進めてまいりたいというふうを考えております。

次に、地域コミュニティーセンターに移行した場合の職員の身分や処遇についてであります。

地域づくりを円滑に進めるためには、事務局として公民館長や主事、事務員の方々には引き続き生涯学習活動を含めた地域づくり活動を担っていただきたいというふうを考えております。

職員の勤務体制や業務内容につきましては、現在、協議を進めるところであり、さきの山本議員の再質問でもお答えしましたとおり、今年度末までにお示しできるように努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。